

令和5年度

第4回 香川県公共事業評価委員会

令和5年12月12日

令和5年12月13日

目 次

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	3
○ 香川県公共事業評価実施要領	4
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	7
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	9
○ 事後評価対象事業総括表	11
○ 社会資本総合整備計画等の事後評価について	14
○ 再評価対象事業位置図	18
○ 再評価対象事業総括表	19
○ 再評価の視点と対応方針決定の考え方	21
○ 社会資本整備総合交付金交付要綱等	22
○ 再評価実施要領	45

《別添資料》

【事後評価】

○ 屋島地区都市再生整備計画	資料－1
○ 通学路等における交通安全対策の推進（防災・安全）	資料－2
○ ことடன்新駅（太田～仏生山駅間）周辺地区都市構造再編集集中支援事業	資料－3
○ 多度津駅周辺地区都市構造再編集集中支援事業	資料－4
○ 文教地区にふさわしい歩行者空間整備（防災・安全）	資料－5
○ さぬき市における暮らしを守る安全・安心な下水道づくり （防災・安全）（重点計画）	資料－6
○ 高松市の漁港における海岸耐震対策の推進	資料－7
○ 小豆島町の漁港地域における海岸堤防等老朽化対策	資料－8
○ 室本港における安全で利便性の高い港湾環境の整備（防災・安全）	資料－9
○ 離島架橋による地場産業の活性化を目指した安心・安全な基盤づくり	資料－10

【再評価】

○ 文教地区にふさわしい歩行者空間整備（防災・安全）京町線	資料－11
○ 観音寺スマートインターチェンジ（仮称）アクセス道路整備事業	資料－12

令和5年度 第4回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第 (初日)

日 時：令和5年12月12日（火）9：00～

場 所：香川県社会福祉総合センター 第1中会議室

- 1 開 会

- 2 事後評価の審議
○事後評価の説明及び質疑応答（事後評価対象番号1～5）

- 3 再評価の審議
○再評価の説明及び質疑応答（再評価対象番号7）

- 4 閉 会

令和5年度 第4回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第 (二日目)

日 時：令和5年12月13日(水) 9:00～

場 所：香川県社会福祉総合センター 第1中会議室

- 1 開 会

- 2 事後評価の審議
○事後評価の説明及び質疑応答（事後評価対象番号6～10）

- 3 再評価の審議
○再評価の説明及び質疑応答（再評価対象番号8）

- 4 その他

- 5 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和5年12月現在)

香川大学 名誉教授	白木 渡
香川大学創造工学部 教授	角道 弘文
(株) 人間科学研究所 所長	池田 弘子
(一社) 香川経済同友会 専務理事	國村 一郎
佐藤好美建築工房 主宰	佐藤 好美
香川大学創造工学部 教授	末永 慶寛
香川大学経済学部 准教授	福村 晃一

以上 7 委員 (敬称略・順不同)

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

令和5年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表（交付金事業）

評価対象番号	事業名	事業主体	事業実施箇所	着手年度	事業完了予定年度	継続計画	資料名
1	社会資本総合整備計画 屋島地区都市再生整備計画	高松市	高松市	2017年 (H29)	2020年 (R2)	無	【資料1】
2	社会資本総合整備計画 通学路等における交通安全対策の推進 (防災・安全)	高松市	高松市	2018年 (H30)	2022年 (R4)	有	【資料2】
3	ことでん新駅(太田～仏生山駅間)周辺 地区都市構造再編集中支援事業	高松市	高松市	2019年 (R元)	2023年 (R5)	有	【資料3】
4	多度津駅周辺地区都市構造再編集中支 援事業	多度津町	多度津町	2018年 (H30)	2022年 (R4)	無	【資料4】
5	社会資本総合整備計画 文教地区にふさわしい歩行者空間整備 (防災・安全)	坂出市	坂出市	2019年 (R元)	2023年 (R5)	有	【資料5】
6	社会資本総合整備計画 さぬき市における暮らしを守る安全・安心 な下水道づくり(防災・安全)(重点計画)	さぬき市	さぬき市	2018年 (H30)	2022年 (R4)	無	【資料6】
7	農山漁村地域整備計画 高松市の漁港における海岸耐震対策の 推進	高松市	高松市	2018年 (H30)	2021年 (R3)	無	【資料7】
8	農山漁村地域整備計画 小豆島町の漁港地域における海岸堤防 等老朽化対策	小豆島町	小豆島町	2021年 (R3)	2021年 (R3)	無	【資料8】
9	社会資本総合整備計画 室本港における安全で利便性の高い港 湾環境の整備(防災・安全)	観音寺市	観音寺市	2017年 (H29)	2021年 (R3)	無	【資料9】
10	社会資本総合整備計画 離島架橋による地場産業の活性化を目 指した安心・安全な基盤づくり	土庄町	土庄町	2018年 (H30)	2022年 (R4)	有	【資料10】

令和5年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表(交付金事業)【詳細版】

所属	No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着手 年度	⑤ 完了 年度	⑥ 継続 計画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標	⑫ 定量的指標の現況値及び目標値		⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考		
													単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値			達成率	
都市計画課	1	社会資本総合整備計画 屋島地区都市再生整備計画	高松市	356	2017 (H29)	2020 (R2)	無	大目標:日本初の国立公園で、国の史跡・天然記念物に指定されている屋島において、新たな魅力と固有の価値を創造し、世界に誇れる高松市のシンボル地区として再整備することで、国際競争力の強化と地域の活性化を図ること。 目標1 屋島の持つ上質なポテンシャル(歴史的資産・ロケーション)を有効活用しながら、さらに誘客を強化しうる新コンテンツを整備すること。 目標2 山上への唯一のアクセス道路である民間有料道路を公有化し、通行無料化や再整備(高質化・景観整備)を行い、山上へのアクセス向上を図ること。(シンボルロード整備) 目標3 歴史・文化資源や地形・地質遺産など、屋島が保有する世界的価値を最大限活用し、外国人観光客等の誘致及び集客促進を図る。	・屋島東町38号線(屋島スカイウェイ)改築・修繕(道路) ・景観配慮型道路施設整備(高質空間形成施設) ・ウェルカムロード整備(高質空間形成施設)	【一定の効果があった】 ・屋島山上へのアクセス道路の公有化(無料化)や法面・トンネル等の安全対策、また、景観まちづくり刷新支援事業による屋島山上交流拠点施設の整備事業を複合的に行った結果、屋島山上交流拠点施設の指定管理者などによるイベントの開催等によって新たな賑わいが創出され、平成28年度以前は50万人程度で推移していた屋島山上への年間来訪者数が、令和4年度では66万人余りを記録し、来訪者数の増加に寄与した。 ・本事業から自然連鎖的に発生した近隣商業施設のリニューアルなどにより、屋島の魅力の向上や集客促進に繋がっている。	【計画通り進捗した】 ・進捗率(事業費ベース) 100.0%	屋島山上入込客数	人/年	500,000	700,000	666,031	95%	【完了】	【資料1】	
		2	社会資本総合整備計画 通学路等における交通安全対策の推進(防災・安全)	高松市	5,449	2018 (H30)	2022 (R4)	有	通学路等において、歩道整備など安全対策を実施することで、安全安心で円滑な移動環境の構築を図る。	・現道幅 L=1.03km ・バイパス L=0.9km ・駅前広場 A=0.58ha	【一定の効果があった】 ・木太南小学校区内の木太鬼無線(木太工区)の供用開始及び新番丁小学校校区内の兵庫町西通町線の整備により車道と歩道が明確に分離され、また、既存道路との歩行者動線が接続されたことで、安全・安心な移動環境の構築に寄与した。 ・交通結節点となることでん伏石駅及び駅前広場の整備に合わせ、伏石駅サンメッセ線のバス路線再編を行ったことにより、伏石駅での乗継環境が向上し、バス利用者の増加にも繋がった。なお、伏石駅の利用者数は、コロナ禍などの影響もあり目標値に届いていないが、伏石駅開業前の(三条駅、太田駅)の1日当たりの利用者7,797人に対して、伏石駅開業後の3駅合計(三条駅、伏石駅、太田駅)の1日当たり利用者は7,896人と微少な増加した。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 57.9%	対象校区内における道路管理者がすべき通学路安全対策完了率(対策完了箇所数/要対策箇所数)×100%	%	0	50	50	100%	【継続】 ・用地交渉が難航している箇所においては、地権者に対する説明回数を増やし、理解を求めていく。	【資料2】
	3	ことでん新駅(太田～仏生山駅間)周辺地区都市構造再編集集中支援事業	高松市	456.5	2019 (R元)	2023 (R5)	有	本市の目指す「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現のため、国が進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考えのもと、鉄道を基軸とし、鉄道駅にバス路線を築ぐことで持続可能な公共交通ネットワークの再構築を行う。 また、交通結節点と都市計画マスタープランで定める「地域交流拠点・生活交流拠点」を公共交通で繋ぐことで、多様かつ広域的な交流を実現し、公共交通の確保・維持を図るとともに、各拠点への居住・都市機能の集約を促進する。	【基幹事業】 ・駅前広場A=5,020㎡ ・駐輪場A=1,100㎡ 【提案事業】 ・バス・バス乗継導入支援事業	【一定の効果があった】 本計画の基幹事業の整備が完了しておらず、新駅の開業は遅延しているため、3つの指標の内、「鉄道乗降客数」と「バス乗降客数」の2つについては効果の発現状況が確認できないが、「都市再生整備計画区域内における人口密度」については、減少を食い止めるという目標は達成されていることに加え、令和元年度における都市再生整備計画を公表以降、駅整備予定地周辺において民間事業者による商業施設の開発や、集合住宅(マンション)開発が見られており、居住・都市機能の集約促進と、駅開業後における利用者の増加も期待できる状況にあるなど、一定の効果があった。「鉄道乗降客数」と「バス乗降客数」については、第二期計画にて効果の発現状況を確認する。	【概ね計画通り進捗】 進捗率(事業費ベース) 100%	新たに整備される駅舎の鉄道乗降客数	人/日	-	1900	-	-	【継続】 ・工事の進捗に努め、駅前広場の機能を早期に発現できるよう努める。	【資料3】	
	4	多度津駅周辺地区都市構造再編集集中支援事業	多度津町	1,601	2018 (H30)	2022 (R4)	無	大目標:多世代が行き交い、活力と交流、にぎわいを生み出す拠点づくり 目標1 駅周辺地区のにぎわい創出に資する受け皿づくり 目標2 駅利用者の利便性の向上及び駅周辺地区の良好な交通・住環境整備 目標3 既存ストックの有効活用とその促進による都市機能の確保	・道路改良:564m ・駅前広場整備:A=0.48ha ・駐輪場整備:A=0.02ha ・地域交流センター整備:A=1032㎡ ・カラー舗装:360m ・バリアフリー対応公衆トイレ:1基 ・自由通路EV設置:2基 ・モニュメント:1基	【一定の効果があった】 ・跨線橋(自由通路)へのエレベーターの設置や、駐輪場の整備等に伴い跨線橋(自由通路)の横断者数が増加し、地域間の移動の容易性やJR多度津駅の利便性が向上した。 ・地域交流センターの整備に伴い、設備面の充実・フレキシブルな空間、wifi環境の整備等の利便性の向上を図ったことで利用者の増加につながり、交流が促進された。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100%	駅乗降者数	人/日	4,204	4,200	3,544	84%	【完了】	【資料4】	
	5	社会資本総合整備計画 文教地区にふさわしい歩行者空間整備(防災・安全)	坂出市	1,841	2019 (R元)	2023 (R5)	有	JR坂出駅は1日に1万人以上の利用があり、付近には小中学校や高等学校が立地していることから周辺の道路は通勤や通学のため多くの歩行者が利用しているが、歩道の整備が十分でないことから道路整備により車道と歩行空間を適切に分離し、歩行者等の安全を確保する。	・現道幅:0.78km ・バイパス:0.20km	【次期計画で検証】 ・路線の整備完了後に効果が発現するため、次期計画にて検証する。	【進捗が不十分】 ・進捗率(事業費ベース) 37.7%	安全通行確保人数(道路を整備し、車道と歩道を分離することにより、安全に通行できる人数)	人	0	360	0	0%	【継続】 用地取得を促進し、早期に事業効果が発現できるように努める。	【資料5】	

令和5年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表(交付金事業)【詳細版】

所属	No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着手 年度	⑤ 完了 年度	⑥ 継続 計画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標		⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考	
												単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値			達成率
下水道課	6	社会資本総合整備計画 さぬき市における暮らしを守る安全・安心な下水道づくり(防災・安全)(重点計画)	さぬき市	776	2018 (H30)	2022 (R4)	無	さぬき市の下水道施設(雨水施設)の老朽化対策及び浸水対策を図り、市民の安心・安全な暮らしを守る。	・改築更新:雨水ポンプ場2施設	【十分な効果があった】 ・雨水排水設備の持続的な機能確保に寄与し、大雨時排水等による住民不安の一因を解消した。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100.0%	%	0	28.6	28.6	100%	【完了】	【資料6】
									・耐震診断、耐震設計:雨水ポンプ場1施設	【十分な効果があった】 ・雨水排水施設の耐震診断及び設計を終え、揚水機能確保の検討が可能となった。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100.0%							
	水産課	7	農山漁村地域整備計画 高松市の漁港における海岸耐震対策の推進	高松市	288	2018 (H30)	2021 (R3)	無	漁港地域を対象に海岸耐震対策を実施することにより、背後集落の安全・安心な市民生活を確保する。	胸壁 L=206m 護岸 L=120m[98m] 陸開 N=8基[7基] 水門 N=1基	【十分な効果があった】 海岸保全施設の整備により、地震・津波の発生に伴う浸水被害から背後集落を防護することが可能となった。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100%	ha	0.0	4.4	4.4	100%	【完了】
8		農山漁村地域整備計画 小豆島町の漁港地域における海岸堤防等老朽化対策	小豆島町	36	2021 (R3)	2021 (R3)	無	漁港背後地の民家、公共施設、国道、漁港施設利用者等の防災対策を確実にするため、長寿命化計画に基づき、護岸の安定性を高める老朽化対策工事を実施し、住民の安全を確保する。	護岸修繕工 L=176.1m[175.5m]	【十分な効果があった】 長寿命化計画に基づき、老朽化対策工事を実施し、護岸の安定性を高め、住民の安全を確保できた。	【計画どおり進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 90% ・計画した事業はR3までに完了	km	0	0.2	0.2	100%	【完了】	【資料8】
港湾課	9	社会資本総合整備計画 室本港における安全で利便性の高い港湾環境の整備(防災・安全)	観音寺市	160	2017 (H29)	2021 (R3)	無	海岸保全施設の長寿命化計画の策定、背後地の人口が集中する地域の浸水の恐れがある面積の低減を実現し、安全安心な地域づくりを実現する。	・護岸改良:90m	【十分な効果があった】 ・全延長の長寿命化計画の策定を完了 ・90mの護岸を補修	【計画どおり進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100%	ha	0	8	8.00	100.0%	【完了】 ・令和3年度をもって交付金事業での老朽化対策は完了した。	【資料9】
道路課	10	社会資本総合整備計画 離島架橋による地場産業の活性化を目指した安心・安全な基盤づくり	土庄町	1,124	2018 (H30)	2022 (R4)	有	沖之島と小豆島本島を結ぶ交通手段は小型船舶のみとなっている。この離島をつなぐ架橋を整備することにより、急病や災害時への対応などが可能になるとともに、豊かな島の自然や文化などの地域資源を生かした新たな魅力の創出と地場産業の活性化を図る。	施工延長:340m (うち橋長:33m)	【次期計画で検証】 架橋の完成後に効果が発現するため、次期計画で検証する。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100%	人/日	38	65	-	-	【継続】 ・早期に事業効果が発現できるよう、予算確保に努め、事業の進捗を図る。	【資料10】
												%	0 (0/456)	64 (292/456)	-	-		

社会資本総合整備計画等の 事後評価について

社会資本整備総合交付金事業について

概要

- ◆国土交通省所管の個別補助金を一つの交付金に原則一括化し、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設
- ◆地方公共団体が地域の課題を自ら抽出して作成する「社会資本整備総合計画」に基づき、計画の目標実現のための、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業等を総合的・一体的に支援（ハード・ソフトの両面からトータル支援）
- ◆社会資本整備総合計画に位置付けられた事業の範囲内で国費を自由に充当可能

社会資本整備総合計画書

目標実現のため
複数の事業を
パッケージ化して採択

基幹事業

○基幹となるハード整備
（道路、治水、港湾、下水道、都市公園、住環境整備等々）

関連事業

○基幹事業と一体的に行う他種のハード整備
（関連する各種の社会資本整備事業）

効果促進事業

○計画の目標実現のため基幹事業等と一体となって、
基幹事業の効果を一層高める事業（ソフト事業を含む）

- ★計画の名称
- ★計画（パッケージ）の目標
- ★計画の期間（概ね3～5年で設定）
- ★目標達成のため必要な交付対象事業
- ★全体事業費
- ★事業効果の把握及び評価に関する事項
（定量的な成果指標：現況値 ⇒ 中間目標値 ⇒ 最終目標値）

事後評価（計画期間終了時）

- ①要素事業の進捗
- ②事業効果の発現状況
- ③最終目標値の達成状況
- ④今後の方針

香川県
公共事業
評価委員会

事後評価の結果を次期計画に反映
同種事業の計画策定・事業運営に反映

事後評価書（見本）

社会資本総合整備計画（水の安全・安心基盤整備）

事後評価書

計画の名称	1 総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）		交付対象	香川県、東かがわ市、多度津町、土庄町、坂出市、善通寺市、小豆島町、宇多津町、さぬき市、高松市、丸亀市、三豊市、観音寺市、まんのう町
計画の期間	平成22年度～平成26年度（5年間）			
計画の目標				

見本

⑨事業効果の発現状況

1. 事業効果の発現状況 : 十分な効果があった (一定の効果があった・効果がなかった)

土砂災害から保全される人家が1,010戸、災害時要援護者施設が4箇所増加するといった効果や、地元説明会を行うことによって、県民の方々に土砂災害に対する認識を深めていただけたといった定性的な効果も確認した。効果促進事業においても、各市町の土砂災害ハザードマップが完成・各家庭に配布され、自治会の集会などで自宅付近の危険箇所や避難場所等を確認したり、近隣に完成した砂防施設の効果を認識していただくなど、一体的に実施した成果を確認した。

⑫～⑬最終目標値の達成状況

計画の成果目標（定量的指標）																														
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害を受ける恐れのある人家 1,161戸を保全する。 土砂災害を受ける恐れのある災害時要援護者施設 6箇所を保全する。 																														
定量的指標の定義及び算定式																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">達成率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (H22当初)</th> <th>中間目標値 (H24末)</th> <th>最終目標値 (H26末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数</td> <td>目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸</td> <td>14,568 戸</td> <td>14,951 戸 14,800 戸</td> <td>87.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数</td> <td>目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所</td> <td>57 箇所</td> <td>61 箇所 59 箇所</td> <td>66.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											定量的指標の現況値及び目標値			達成率	備考	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)	砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数	目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸	14,568 戸	14,951 戸 14,800 戸	87.0%		砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数	目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所	57 箇所	61 箇所 59 箇所	66.7%	
	定量的指標の現況値及び目標値			達成率	備考																									
	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)																											
砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数	目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸	14,568 戸	14,951 戸 14,800 戸	87.0%																										
砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数	目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所	57 箇所	61 箇所 59 箇所	66.7%																										
全体事業費	合計 (A+B+C)	538百万円	A	517百万円	B	百万円	C	21百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	3.90%	進捗率 (事業費ベース)	55.0%																		
実施事業費	合計 (A+B+C)	296百万円	A	275百万円	B	百万円	C	21百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	7.09%																				

計画通り進捗しなかった理由

⑩各要素事業の進捗状況

A1 砂防事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	市町名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	実施事業費 (百万円)	進捗率	備考	
									H22	H23	H24	H25	H26					
1-A1-1	砂防	一般	香川県	直接	-	上日開谷川通常砂防事業	砂防堰堤1基	東かがわ市						82	20	24.4%	予算が確保できなかった	
1-A1-2	砂防	一般	香川県	直接	-	大楯川通常砂防事業	砂防堰堤2基	東かがわ市						200	20	10.0%	用地難航箇所	
1-A1-3	砂防	一般	香川県	直接	-	森兼川通常砂防事業	砂防堰堤1基	東かがわ市						112	112	100.0%		
小計(砂防事業)														394	152	38.6%		
A2 地すべり対策事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	市町名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	実施事業費 (百万円)	進捗率	備考	
									H22	H23	H24	H25	H26					
1-A2-1	地すべり	一般	香川県	直接	-	横畑地区地すべり対策事業	横ボーリング工、アンカー工	仲多度郡まんのう町						81	81	100.0%		
1-A2-2	地すべり	一般	香川県	直接	-	絵地区地すべり対策事業	横ボーリング工	高松市						42	42	100.0%		
小計(地すべり対策事業)														123	123	100.0%		
合計														517	275	53.2%		
B 関連社会資本整備事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	実施事業費 (百万円)	進捗率	備考
										H22	H23	H24	H25	H26				
合計																		
番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考		

実際の実施期間を記載

事後評価書（見本）

C 効果促進事業										事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	実施事業費 （百万円）	進捗率	備考	
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26					
1-C1-1	計画・調査	一般	東かがわ市	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	東かがわ市における土砂災害ハザードマップの作成	東かがわ市						3	3	100.0%	見本	
1-C1-2	計画・調査	一般	多度津町	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	多度津町における土砂災害ハザードマップの作成	多度津町						14	14	100.0%		
1-C1-3	計画・調査	一般	土庄町	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	土庄町における土砂災害ハザードマップの作成	土庄町						4	4	100.0%		
合計															21	21	100.0%		
番号	一体的に実施することにより期待される効果																		備考
1-C1-1	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																		
1-C1-2	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																		
1-C1-3	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																		

その他関連する事業										事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	実施事業費 （百万円）	進捗率	備考
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容・規模等	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26					
A'	砂防	一般	香川県	直接	-	西谷上川通常砂防事業	砂防堰堤工1基	高松市						45	45	100.0%		
	砂防	離島	香川県	直接	-	平野川西川通常砂防事業	砂防堰堤工1基	小豆郡小豆島町						25	0	0.0%	予算が確保できなかった	
	総流防	一般	香川県	直接	-	香川西部圏域総合流域防災事業	法面工1式	仲多度郡多度津町						38	38	100.0%		
合計															108	83	76.9%	

A'	108百万円	B'		C'		$(C+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))$	3.25%
A'	83百万円	B'		C'		$(C+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))$	5.54%

要素事業の事業進捗

計画通り進捗（概ね計画通り進捗 ・ 進捗が不十分）

- 一部、予算確保が十分でなかったため進捗が遅れているところもあるが、ほぼ計画通り進捗している。
- 用地難航箇所においては、地権者に対する説明回数を増やし、ようやく納得していただいた。

⑩進捗状況(まとめ)

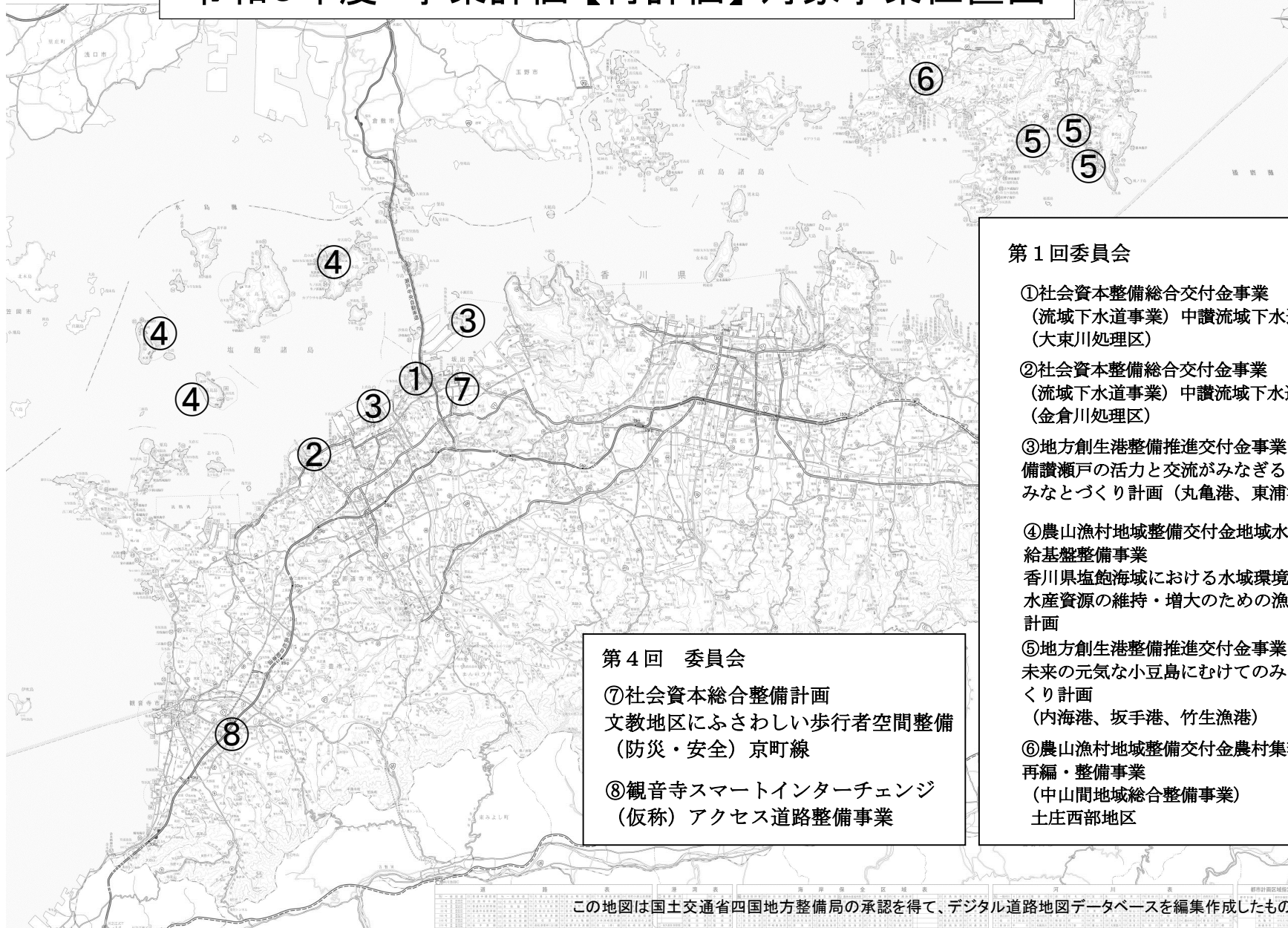
2. 今後の方針

継続（計画見直し ・ 完了）

- 整備計画としての適切性の評価による次計画での見直し事項
- 遅延対策
- 次計画における改善策（目標値が達成できなかった場合）

⑭今後の方針

令和5年度 事業評価【再評価】対象事業位置図



第1回委員会

- ①社会資本整備総合交付金事業
(流域下水道事業) 中讃流域下水道
(大東川処理区)
- ②社会資本整備総合交付金事業
(流域下水道事業) 中讃流域下水道
(金倉川処理区)
- ③地方創生港整備推進交付金事業
備讃瀬戸の活力と交流がみなぎる
みなとづくり計画 (丸亀港、東浦漁港)
- ④農山漁村地域整備交付金地域水産物供給基盤整備事業
香川県塩飽海域における水域環境保全と
水産資源の維持・増大のための漁場整備
計画
- ⑤地方創生港整備推進交付金事業
未来の元気な小豆島にむけてのみなと
づくり計画
(内海港、坂手港、竹生漁港)
- ⑥農山漁村地域整備交付金農村集落基盤
再編・整備事業
(中山間地域総合整備事業)
土庄西部地区

第4回 委員会

- ⑦社会資本総合整備計画
文教地区にふさわしい歩行者空間整備
(防災・安全) 京町線
- ⑧観音寺スマートインターチェンジ
(仮称) アクセス道路整備事業

この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和5年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		資料名
							年数	区分	
1	社会資本整備総合交付金事業 (流域下水道事業)	中讃流域下水道 (大東川処理区)	香川県	坂出市 他1市2町	1977年 (S52)	2035年 (R17)	再評価後5年 (H30)	D	
2	社会資本整備総合交付金事業 (流域下水道事業)	中讃流域下水道 (金倉川処理区)	香川県	善通寺市 他3町	1983年 (S58)	2035年 (R17)	再評価後5年 (H30)	D	
3	地方創生港整備推進交付金事業 備讃瀬戸の活力と交流が みなぎるみなとづくり計画	丸亀港、東浦漁港	香川県 坂出市	丸亀市、 坂出市	2021年 (R3)	2024年 (R6)	—	E	
4	農山漁村地域整備交付金地域 水産物供給基盤整備事業 香川県塩飽海域における水域 環境保全と水産資源の維持・増 大のための漁場整備計画	漁場整備	香川県	丸亀市、 多度津町	2013年 (H25)	2025年 (R7)	着手後10年	B	
5	地方創生港整備推進交付金事 業 未来の元気な小豆島にむ けての みなとづくり計画	内海港 坂手港 竹生漁港	小豆島町	小豆島町	2020年 (R2)	2024年 (R6)	—	E	
6	農山漁村地域整備交付金農村 集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備事業)	土庄西部地区	香川県	土庄町	2013年 (H25)	2026年 (R8)	着手後10年	B	
【今年度審議済み】第1回委員会 6事業									
7	社会資本総合整備計画 文教地区にふさわしい歩行者 空間整備(防災・安全)京町線	京町線	坂出市	坂出市	2011年 (H23)	2028年 (R10)	—	E	【資料11】
8	観音寺スマートインターチェンジ (仮称)アクセス道路整備事業	市道駅池連絡1号 線外1線	観音寺市	観音寺市	2021年 (R3)	2025年 (R7)	—	E	【資料12】
【今回】第4回委員会 2事業									
総計 8事業									

区 分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1})の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和5年度 事業評価【再評価】対象事業総括表【詳細版】

評価対象番号	①事業名	②道路・河川名等	③事業主体	④工事箇所	⑤着手年度	⑥事業完了予定年度	⑦			事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要	
							総事業費(百万円)	4年度まで執行事業費(百万円)	進捗率			残事業費(百万円)	年数			区分
7	社会資本総合整備計画 文教地区にふさわしい歩行者空間整備(防災・安全)京町線	京町線	坂出市	坂出市	2011年(H23)	2028年(R10)	1,220	889	73%	331	坂出駅北口第一地区第一種市街地再開発事業の廃止後、暫定的な利用となっている道路整備を行い、JR坂出駅北口駅前広場における交通結節機能の更なる強化や地域住民の安全と利便性の向上を図ることで、中心市街地にふさわしい都市空間の創出につなげる。	-	-	E	継続(見直し)	【資料11】
8	観音寺スマートインターチェンジ(仮称)アクセス道路整備事業	市道駅池連絡1号線外1線	観音寺市	観音寺市	2021年(R3)	2025年(R7)	1,120	173	15%	947	重症患者の管外搬送時間を短縮することができ、また、大規模災害時における防災拠点へのアクセス性を向上させることができる。	-	-	E	継続	【資料12】

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目^{※1})の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

再評価の視点と対応方針決定の考え方

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領より)

■ 再評価の視点（第5の3）

① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性

■ 対応方針決定の考え方（第5の4）

再評価の視点			対応方針
①事業の 必要性等	②事業進捗の 見込み	③コスト縮減や代替案立案等 の可能性	
○	⇔	○	継続
—			
○	⇔	×	継続
×	⇔	○	
×	⇔	×	×
(見直しを実施することにより、①及び②の視点による再評価が継続妥当と判断できる場合)			中止
(見直しを実施した場合でも継続が妥当と判断できない場合)			

社会資本整備総合交付金交付要綱

平成22年 3月26日 制定
令和 5年 5月19日 最終改正

第1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

第3 定義

一 社会資本整備総合交付金

第2に定める目的を達成するため第8に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

第6に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本整備総合計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備

- 計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等）
- ⑪ 広域活性化事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項の離島振興計画に基づく事業等）
 - ⑫ 都市公園・緑地等事業（都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業）
 - ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業）
 - ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業）
 - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第1項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等）
 - ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業）
- ロ 防災・安全交付金事業（社会資本総合整備計画の目標（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。）の実現（以下「防災・安全対策」という。）のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）
- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
 - ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
 - ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
 - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
 - ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安

全対策に係る事業に限る。)

- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生整備計画に基づく事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業に限る。）
（⑪については欠番）
- ⑫ 都市公園・緑地等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。）から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。）

ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。）

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

第7 単年度交付限度額

- 1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C + D)$$

ここで、A、B、C、Dは、それぞれ

- A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額
- B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額
- C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の

国費算定の基礎額の合計額

D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

A_j：要素事業 j の当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

α_j：要素事業 j に係る国費率

l：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

B_j：要素事業 j の当該年度の事業費

β_j：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は1/2。）

m：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

C_j：要素事業 j の当該年度の事業費

γ_j：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は1/2。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

n：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

$$D = \sum_{j=1}^p (\phi_j \times D_j)$$

- D j : 要素事業 j の当該年度の事業費
φ j : 要素事業 j に係る国費率
p : 社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業である要素事業の数

- 2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第9第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
 - 一 計画の名称
 - 二 計画の目標
 - 三 計画の期間
 - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
 - 六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況
 - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第2条第2項各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用

便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

六 第1項第7号の規定により費用便益比を算出する基幹事業以外の事業や、費用便益比のみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を記載するよう努めること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

第9 交付申請等

1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

第10 社会資本総合整備計画の評価

1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会

資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

第15 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
 - 一 都市再生整備計画
 - 二 地域住宅計画
 - 三 広域活性化計画
 - 四 みなと振興計画
 - 五 地域活力基盤創造計画
 - 六 都市公園等統合補助事業計画
 - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
 - 八 古都保存事業計画
 - 九 緑地保全等事業計画
 - 十 緑地環境整備事業計画
 - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
 - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成22年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(旧要綱の失効)

- 2 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。

(経過措置)

- 3 災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成23年3月31日付け国計調第40号国土計画局長通知）の別表1及び別表2に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領（平成20年4月1日付け国北参第1-2号北海道局長通知）の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（平成22年7月26日付け沖振第383号内閣府沖縄振興局長通知）の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 5 旧要綱に基づき国に提出され、又は国の承認、同意等を受けた計画等は、それぞれ相当するこの要綱に基づく計画等で、この要綱に基づき国に提出され、受理されたものとみなす。
- 6 第2項の規定により効力を失う前の旧要綱の規定に基づくみなと振興計画に記載された提案事業は、要綱本編第6第2号ロに規定する社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等とみなしてこの要綱を適用する。

附 則 （平成22年11月26日付け国官会第1630号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附 則 （平成23年3月31日付け国官会第2625号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日付け国官会第 2626 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日付け国官会第 873 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた率並びに附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた額については、改正後の要綱附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号及び附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により住宅局長が定めたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 11 月 21 日付け国官会第 1964 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 12 月 27 日付け国官会第 2259 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 6 日付け国官会第 3283 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 24 年 12 月 4 日付け国官会第 2205 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 2 月 26 日付け国官会第 2911 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第一号ロ並びに同規定に係る附属第 I 編、第 II 編及び第 III 編の規定は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）（以下「平成 24 年度補正予算」という。）に係る事業から適用する。
- 3 平成 24 年度補正予算を充てて実施する事業においては、要綱本編第 6 第一号に規定する基幹事業又は同第二号に規定する関連事業が、平成 23 年度予算に係る地域自主戦略交付金の創設又は平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更に伴い、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされたもの（沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業を除く。）であって

も、これを交付対象事業とみなして社会資本整備総合交付金を充てて実施することができる。この場合、交付対象事業及び国費の算定方法については、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）附属編に定めるところによるものとする。

- 4 前項の場合において、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされた事業が現に社会資本総合整備計画に記載されていないときであって、かつ、社会資本総合整備計画に記載することが著しく困難と認められるときは、平成24年度補正予算を充てて実施する事業を明らかにした事業実施計画を提出することで、社会資本総合整備計画に記載されたものとみなして前項の規定を適用することができるものとする。
- 5 要綱本編第6第二号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、要綱第6第一号ロに規定する防災・安全交付金事業の実施に係る変更に伴う変更前及び変更後の社会資本総合整備計画に記載された効果促進事業に係る事業費及び全体事業費により算定することができる。

附 則 （平成25年5月15日付け国官会第297号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。
（地域自主戦略交付金交付要綱の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）は廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成26年2月6日付け国官会第2581号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 （平成26年3月28日付け国官会第3212号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年8月1日付け国官会第693号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日付け国官会第2249号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成27年2月3日付け国官会第2705号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第99号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、要綱本編第8第1項第6号及び第4項の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4197号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の要綱本編第8第1項第7号及び第9号に掲げる事項については、平成29年3月31日までの間（第7号に掲げる事項については、平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは平成30年3月31日までの間）、整備計画に記載することを要しない。

附 則（平成28年9月1日付け国官会第1477号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成28年10月7日付け国官会第1771号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4354号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に

限り、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1-(1)表1-(1)-2、附属第Ⅲ編第1章ロ第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月26日付け国官会第347号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第712号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第25号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 附則(平成29年3月31日付け国官会第4354号)第2項は廃止する。

附 則 (平成30年7月13日付け国官会第3676号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月15日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日付け国官会第14448号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則 (平成31年2月7日付け国官会第18577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日付け国官会第22339号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24306号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月9日付け国官会第18067号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29901号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14940号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月7日から施行する。ただし、附属第Ⅲ編第2章第3(1)の改正規定は、令和2年9月29日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日付け国官会第21238号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日付け国官会第27233号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28955号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月14日付け国官会第11620号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則 (令和3年8月5日付け国官会第12408号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日付け国官会第16066号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日付け国官会第23929号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月15日付け国官会第7532号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則 (令和4年11月17日付け国官会第14191号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日付け国官会第14807号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け国官会第24463号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年度までに国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた住宅・建築物省エネ改修推進事業についての改正前の附属第Ⅲ編第1章イ-15-(1)、イ-16-(20)、ロ-15-(1)、ロ-16-(20)の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和5年5月19日付け国官会第1274号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

第1 社会資本総合整備計画について

- 1 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日付け国官会第2317号）別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）本編第8第1項に規定する社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）の国土交通大臣に対する提出は、様式1により作成した書面に、整備計画及び参考図面を添付して、地方整備局等（北海道の区域にあっては北海道開発局開発監理部、沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局開発建設部、その他の区域にあっては各地方整備局企画部をいう。以下同じ。）を経由することにより行うものとする。
- 2 整備計画は、交付要綱本編第8第1項各号に掲げる事項について、様式2により、記載例を参考に作成するものとする
- 3 第1項に規定する「参考図面」とは、社会資本整備総合交付金を充てて実施しようとする交付対象事業及びその他の関連する事業の概ねの位置及び相互の関連性がわかる図面をいい、参考様式（記載例を含む。）を参考に作成するものとする。この際、効果促進事業を行う場合においては、当該事業の内容が交付要綱本編第6第2号ロ①から④までに掲げる事項に該当しないものであることが分かるよう、整備計画に具体的な事業の内容を明示するよう留意することとする。
- 4 二以上の地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して取りまとめた整備計画を提出するものとする。
- 5 第1項及び前項の規定は、地方公共団体等が、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて整備計画を国土交通大臣に提出した後、当該整備計画を変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様式1」とあるのは「様式3」と読み替えるものとする。
 - 一 整備計画の廃止
 - 二 整備計画の期間の変更
 - 三 整備計画の目標の変更
 - 四 整備計画の全体事業費の変更
 - 五 要素事業の新設又は廃止
 - 六 老朽化対策を行う事業（交付要綱附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合にあっては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況の変更
- 7 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げるもの（各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に

規定する公営住宅に限る。) から第 3 号までに掲げるものも含む。) の費用便益比の変更

- 6 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 47 条の交付金（同法第 83 条の規定の適用による交付金を含む。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年法律第 79 号）第 7 条の交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 19 条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、これらの法律（法律に基づく命令等を含む。）に規定する都市再生整備計画、立地適正化計画、地域住宅計画又は広域的地域活性化基盤整備計画（以下「都市再生整備計画等」という。）の記載事項のうち、交付要綱本編第 8 第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げる事項以外のものを同項第 10 号の事項として整備計画に記載するものとする（地域再生法第 6 条の 2 第 4 項の規定により都市再生整備計画等の提出があったとみなされる場合を除く。）。
- 7 交付要綱の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受けるため計画等の作成が必要とされる事業（前項に規定する交付金に係る事業を除く。）について、社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、当該計画等の記載事項を整備計画に記載するものとする。
- 8 地方公共団体等が国庫債務負担行為を設定して行うことを希望する交付対象事業については、交付要綱本編第 8 第 1 項第 10 号の事項として、当該事業の名称に加え、当該事業に充てるべき交付金の充当先を変更しない前提で、国庫債務負担行為の設定を希望する旨を整備計画に記載するものとする。

第 2 実施に関する計画について

- 1 社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、毎年度、様式 4 により作成した書面に、当該地方公共団体等に係る当該年度の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を添付して、これを地方整備局等を経由して国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 2 実施計画は、当該地方公共団体等に係る当該年度の単年度交付限度額の算定に用いる要素事業ごとの国費の額（以下「基礎額」という。）を明記した計画とし、様式 5 により、記載例を参考に作成するものとする。
- 3 二以上の地方公共団体等が、一の整備計画に基づき社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して各主体別に作成した実施計画を提出するものとする。この場合、整備計画を取りまとめた地方公共団体等は、あらかじめ、毎年度の社会資本整備総合交付金の実施に係る地方公共団体等別の内訳表（以下「団体別内訳表」という。）を作成し、様式 6 により作成する書面にこれを添付して、地方整備局等を経由することにより国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 4 団体別内訳表は、様式 7 により作成するものとする。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定は、地方公共団体等が、これらの規定に基づき、実施計画及び団体別内訳表を国土交通大臣に提出した後、これを変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第 1 項中「様

式4」とあるのは「様式8」と、第3項中「様式6」とあるのは「様式9」と読み替えるものとする。

- 一 団体別内訳表の内容を変更する場合
- 二 各整備計画ごとの基礎額の合計額を変更する場合

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【事前評価】

- 1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該整備計画に添付するものとする。
 - 一 目標の妥当性
 - 二 整備計画の効果及び効率性
 - 三 整備計画の実現可能性
- 2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、インターネットの利用により事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあっては、具体的な事業の内容を含む。）
 - 二 事業効果の発現状況
 - 三 中間評価にあっては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあっては評価指標の最終目標値の実現状況
 - 四 今後の方針
- 5 地方公共団体等は、中間評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 6 地方公共団体等は、事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努め、当該意見を地域住民に対し公表するものとする。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 7 交付要綱本編第10第1項の規定に基づく中間評価又は事後評価の結果の

公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

第4 電磁的記録による提出

この通知の規定により提出することとされている申請書等については、社会資本整備総合交付金システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この通知に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

第5 雑則

- 1 交付要綱本編第15第1項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2並びに第3第1項及び第2項の規定は適用せず、また、交付要綱本編第15第2項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2及び第3の規定は適用しないことができるものとする。
- 2 交付要綱本編第15第2項に規定する従前の補助事業等に関連する通知（以下「旧通知」という。）は、この通知の施行の日に効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分についてはこの限りでない。
- 3 この通知の施行の際、現に旧通知に基づき行われている事業で、平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧通知は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月26日付け国官会第2318号）

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第102号）

この通知は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、第6第5項第6号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4200号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成29年3月31日までの間（平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは、平成30年3月31日までの間）、第1第5項第7号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4399号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け国官会第33号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。ただし、電磁的記録による提出に係る改正については、平成30年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則（令和2年10月14日付け国官会第16607号）

この通知は、令和2年10月15日から施行する。

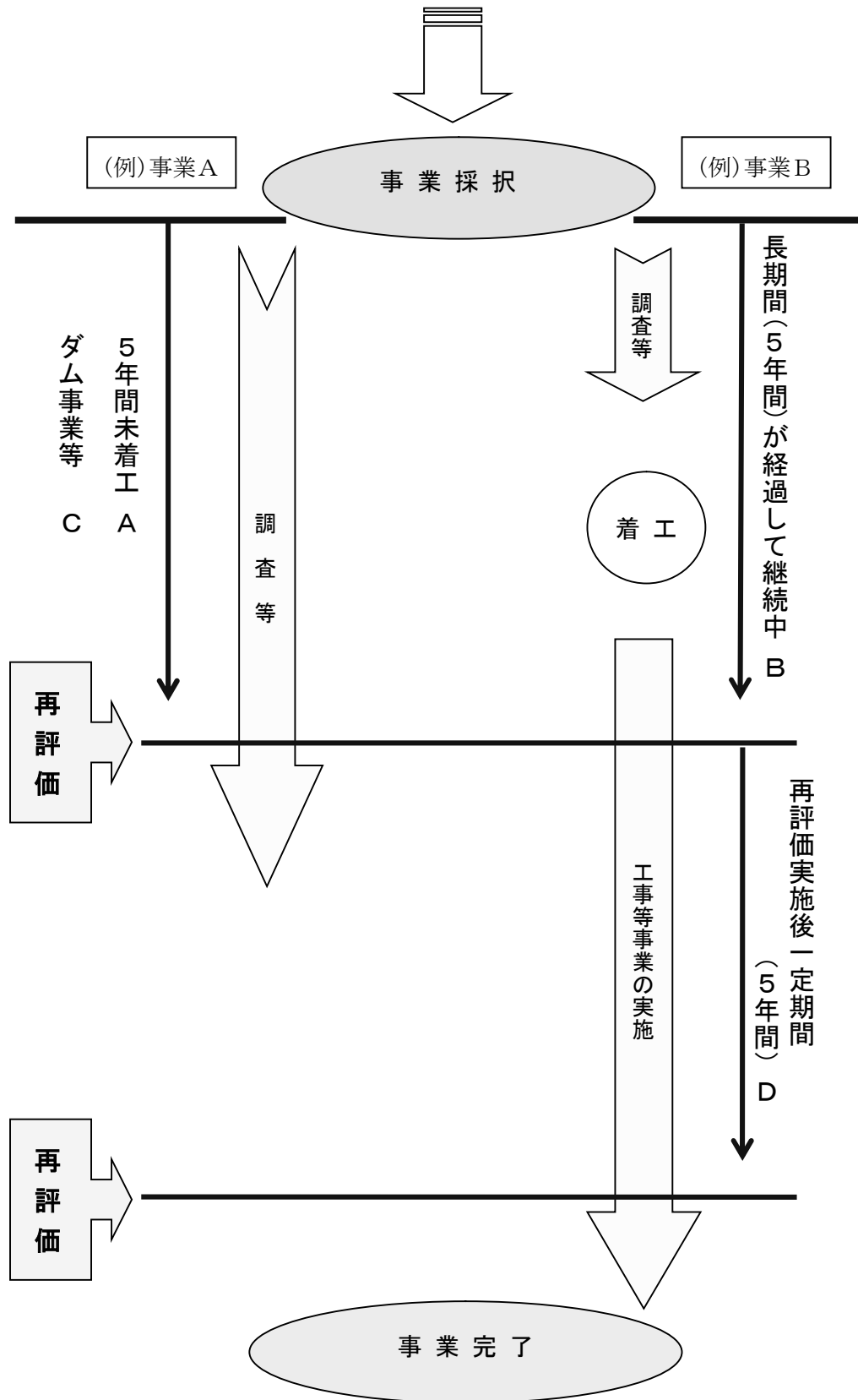
附 則（令和3年3月30日付け国官会第28956号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

再 評 価 実 施 要 領

- 事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）・・・・・・・・・・ 46
- 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領・・・・・・・・・・ 47
- 道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目・・・・・・・・・・ 58

事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）



※その他社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要性が生じた場合：E

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。
- (2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業
この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。
- (3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着

工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は3年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

2 留意事項

(1) 高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。

(2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
 - ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。
 - ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
 - ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
 - ④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間（継続中の場合）又は3年間（未着工の場合）が経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業

の対応方針を決定する。

- ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。）に係る対応方針を決定する。
- ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- (4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。
- (5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、1 (3) ①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1 (3) ②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果

及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 対応方針の決定者及び所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、再評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
 - 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。
 - 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等に送付するものとする。
- ② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再

評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。

- (4) 再評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

- ① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。
- ② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。
- ③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。
- ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第7 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

- 1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成28年3月31日改定）」は、廃止する。

第9 経過措置

- 1 第4の1(3)①及び②(1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
 - ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
 - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
 - ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。
- 2 第4の1(3)②(2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として

平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目

第1 再評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、新設・改築事業（独立行政法人等施行事業、高速自動車国道及び一般国道に係る事業並びに地方道及び街路に係る事業等に係るもの）とする。

ここで、独立行政法人等施行事業には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が行う事業を含むものとする。

第2 再評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

1 事業単位の取り方

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、一つの「箇所」を複数の「区間」に分けて事業採択する場合は、各々の「区間」を一つの事業単位とする。なお、複数の区間又は箇所（予定も含む。）が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめて再評価を行うことができるものとする。

2 「事業採択」、「未着工の事業」の定義

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」としているが、高速自動車国道（独立行政法人等施行事業に限る。）及び都市高速道路については、「用地及び工事に係る工事実施計画が認可された時点」及び「事業許可」とする。

「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」としているが、ここで「用地買収手続きに着手していない事業」とは、「用地買収の契約手続きが1件も完了していない事業」とする。

第3 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存（実施要領第4 関連）

1 複数の事業が一体となって実施される事業の再評価の実施

複数の道路事業あるいは道路事業と他の事業が一体となって実施される（予定も含む）事業（以下「複合事業」という）については、各事業の再評価実施主体が協議の上、当該複合事業の再評価の実施手続のうち必要な事項を定めるものとする。この場合、再評価の実施時期に係る事業採択は、原則として先行した事業のものとする。

2 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業の再評価の実施

実施要領第4の1(5)に定められた「高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業」とは、高速自動車国道と密接に関連し、暫定区間の車線数の増加を行うその他の道路を含む区間とする。

この場合、地方公共団体に意見を聴いた上で、当該事業区間の整備計画の変更等をもって、当該事業の全区間で再評価手続きが行われたものと位置づけるものとする。

また、当該規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

3 「再評価に係る資料」の内容

「再評価に係る資料」は、対象事業の目的、事業化年度、全体事業費に加え、第4に示す評価項目に係る資料とする。

4 「関係する都道府県・政令市」の対象

「関係する都道府県・政令市」は、会社が行う事業の場合、当該事業が経過する又は当該事業について出資金を拠出する都道府県・政令市とする。

5 対応方針（案）等の送付

対応方針（案）（補助事業等にあつては対応方針）等の送付については、再評価の実施後速やかに、別に定める様式により行うものとする。

6 結果等の公表

結果等の公表は、別に定める様式により行うものとする。

第4 再評価の手法（実施要領第5関連）

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第5の1に基づき定めた再評価手法は以下のとおりである。

再評価を実施する際には、以下の評価項目（視点）について確認を行う。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

原則として、別に定める評価指標のうち、事業の効果や必要性を評価するための指標、その他事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等を確認するものとする。ただし、以下の事業については、その限りではない。

- ・ 事業採択時（再評価実施後は前回の再評価実施時）に確認した事業を巡る社会経済情勢等に変化が見られない事業

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化を検証するため、原則として、別に定める費用便益分析マニュアルに基づき、費用対効果分析を実施するものとする。ただし、以下の事業についてはその限りではない。

- ・ 事業採択時（再評価実施後は前回の再評価実施時）に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない事業であって、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きいもの、準備・計画に要する費用を予算化した事業で事業費を予算化する際に改めて新規事業採択時評価を実施するもの等、費用対効果分析を行うことが適切でない場合

3) 事業の進捗状況

執行済額等

② 事業の進捗の見込みの視点

事業進捗が順調でない理由、供用予定等今後の事業の見通し等

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

施設の構造や工法の変更等

第5 複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等（実施要領第6関連）

複合事業については、各事業の再評価実施主体が協議の上、当該複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

第6 施行期日

本細目は、平成30年3月12日から施行する。